

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	年会費	220,000	1名:100,000円 2名以上*1人当たり 60,000円加算	令和元年6月7日	独立行政法人通則法等の改正により監事の機能強化が図られ、監査実務に関する会議・研修、情報共有・意見交換等、最新情報の入手が必要なため。	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	研修費	34,200	—	令和元年5月17日 6月14日 7月19日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益財団法人日本適合性認定協会	6010705001550	ISO17025試験所認定維持料	108,000	—	令和元年9月20日	—	公財	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人全国和牛登録協会	9130005012804	登記料	99,000	—	令和元年7月24日 8月6日 8月7日 8月30日 9月27日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本獣医学会	3010005018190	論文投稿料	47,000	—	令和元年5月31日 9月13日 9月20日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本食品科学工学会	3050005005136	論文投稿料	263,520	—	令和元年5月10日 7月1日 8月23日 9月13日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本畜産学会	7010505000099	論文投稿料	149,040	—	令和元年6月21日 8月9日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本畜産学会	7010505000099	大会参加費	85,000	—	令和1年9月20日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	別刷り代	49,228	—	令和元年5月24日 6月14日 7月19日 8月19日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	論文投稿料	328,320	—	令和元年5月24日 5月31日 6月14日 8月19日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	6010605002368	研修費	13,990	—	令和1年7月31日	—	公社	国認定

農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本実験動物学会	1010005018639	論文投稿料	100,000	—	令和元年6月14日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本繁殖生物学会	8013305002470	論文投稿料	129,600	—	令和元年8月30日	—	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。